

## 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

製品名: アルカテック AC-1 (エアゾール)  
 会社名: 株式会社 タセト  
 住所: 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前 100-1  
 担当部門: 化学品技術部  
 電話番号: 0466-29-5638  
 FAX番号: 0466-29-5630  
 緊急連絡先及び電話番号: 同上  
 推奨用途及び使用上の制限: コンクリートの中性化診断液

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性:	エアゾール	区分1
	* 記載のない物理化学的危険性は、分類対象外か分類できない。	
健康有害性:	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入:気体)	分類できない
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分外
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分2A
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1A
	生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響	分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(中枢神経系、腎臓、全身毒性) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肝臓) 区分2(中枢神経系、腸)
環境有害性:	吸引性呼吸器有害性	区分外
	水生環境有害性(急性)	分類できない
	水生環境有害性(長期間)	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

## ラベル要素

絵表示:   

注意喚起語: 危険  
 危険有害性情報: 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール  
 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ  
 強い眼刺激  
 遺伝性疾患のおそれの疑い  
 発がんのおそれの疑い  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
 臓器(中枢神経系、腎臓、全身毒性)の障害のおそれ  
 呼吸器への刺激のおそれ  
 眠気又はめまいのおそれ  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(肝臓)の障害  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、腸)の障害のおそれ  
 注意書き: 【安全対策】 使用前に取扱説明書(カタログ等)を入手すること。  
 全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙

裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。  
 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。  
 ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**【応急措置】** 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。  
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。  
 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

**【保管】** 子供の手の届かないところに置くこと。  
 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。  
 日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。

**【廃棄】** 内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物  
 成分及び含有量：

化学名（成分名）	濃度（wt%）	CAS No.	官報公示整理番号 （化審法・安衛法）	PRTR法 <sup>1)</sup>
フェノールフタレイン	1.2	77-09-8	(9)-1152	2-74
エタノール <sup>II)</sup>	75～85	64-17-5	(2)-202	非該当
イソプロピルアルコール <sup>II)</sup>	2～5	64-63-0	(2)-207	非該当
精製水	10～20	7732-18-5	—	非該当
噴射剤：窒素ガス	<1	7727-37-9	—	非該当

危険有害成分：

I) 化学物質排出把握管理促進法

フェノールフタレイン

II) 労働安全衛生法 57条の2

通知対象物質： エタノール(政令番号61)

プロピルアルコール(政令番号494)

### 4. 応急措置

吸入した場合： 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合： 直ちに、全ての汚染された衣類を脱ぎ取り去ること。  
 適温の穏やかな流水により、15分以上洗浄する。  
 皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを求めること。  
 脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去をすること。

眼に入った場合： 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外して、その後も洗浄を続けること。  
 この製品が眼に入った場合、一刻も早く洗浄を始め、入れた製品を完全に洗い流す必要がある。不十分であると不可逆的な目の損傷を生じるおそれがある。  
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合： 速やかに口をすすぎ、吐かせないこと。  
 直ちに医師の診断、手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状  
 の最も重要な徴候症状： 吸入した場合： 咳、めまい、頭痛、眠気、陶酔状態、意識喪失、呼吸停止、麻酔作用。  
 皮膚に付着した場合： 刺激、水泡、乾燥、灼熱感。  
 眼に入った場合： 刺激、発赤、痛み。  
 飲み込んだ場合： 胃痙攣、吐き気、嘔吐。  
 他の症状については「吸入」参照。

応急措置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。火気に注意する。  
 医師に対する特別な注意事項： 安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。

## 5. 火災時の措置

消火剤： 水噴射・噴霧、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、炭酸ガス  
 使ってはならない消火剤： 棒状注水  
 火災時の措置に関する 特有の危険有害性： 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
 加熱により容器が爆発するおそれがある。  
 火炎によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。  
 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険性がある。  
 特有の消火方法： 大規模火災の場合には、耐アルコール性の泡消火剤を用いて空気を遮断する。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 消火を行う者の保護： 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
 保護具及び緊急時措置： 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
 漏洩区域には、無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。  
 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 適切な保護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
 風上に留まる。  
 低地から離れる。  
 密閉された場所は換気する。  
 環境に対する注意事項： 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。  
 環境中に放出してはならない。  
 封じ込め及び浄化の方法・機材： 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。  
 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。  
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。  
 危険でなければ漏れを止める。  
 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。  
 二次災害の防止策： 全ての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。  
 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。  
 局所排気・全体換気： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。  
 安全取扱注意事項： 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはならない。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 眼に入れてはならない。  
 ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 「10. 安定性及び反応性」を参照  
 接触回避： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 衛生対策： 取り扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。  
 濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗淨してから再使用する。  
 保護具は保護具点検表により、定期的に点検する。

保管	技術的対策:	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
	安全な保管条件:	熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。=禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂する事がある。
	安全な容器包装材料:	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	200 ppm	イソプロピルアルコール
許容濃度(ばく露限界値)		
日本産業衛生学会(2015年版):	400 ppm、980 mg/m <sup>3</sup>	イソプロピルアルコール
ACGIH(2015年版):	TLV-STEL 1,000 ppm	エタノール
	TLV-TWA 200 ppm	イソプロピルアルコール
	TLV-STEL 400 ppm	イソプロピルアルコール
	窒息性	窒素
設備対策:	防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 室内での取り扱いの場合は、発散源の密閉化又は局所排気装置を設置すること。 空気中の濃度を推奨された許容濃度(ばく露限度)以下に保つために、排気用の換気を行うこと。	
保護具	呼吸用保護具:	状況に応じ、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等を使用すること。
	手の保護具:	適切な保護手袋(不浸透性保護手袋)を着用すること。
	目の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)。
	皮膚及び身体の保護具:	保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态、形状、色など:	無色透明液体	
臭い:	アルコール臭	
pH:	データなし	
融点・凝固点:	-114.5°C	(エタノールとしての推定値)
沸点、初留点及び沸騰範囲:	78.3°C	(エタノールとしての推定値)
引火点:	13°C(密閉式)	(エタノールとしての推定値)
燃焼又は爆発範囲:	下限3.3 vol% 上限19 vol%	(エタノールとしての推定値)
蒸気圧:	5.878 kPa(20°C)	(エタノールとしての推定値)
蒸気密度(空気 = 1):	1.6	(エタノールとしての推定値)
比重(密度):	0.84	
溶解度:	水と任意に混合	
n-オクタノール/水分係数:	log Pow = -0.30	(エタノールとしての推定値)
自然発火温度(発火点):	439°C	(エタノールとしての推定値)
分解温度:	データなし	
粘度:	データなし	
「噴射剤」	窒素ガス	
融点・凝固点:	-209.9°C	
沸点、初留点及び沸騰範囲:	-195.8°C	
引火点:	なし	
燃焼又は爆発範囲:	不燃性	
蒸気密度(空気 = 1):	0.97	

## 10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の取り扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性:	強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 種々のプラスチック及び天然ゴムを侵す。
避けるべき条件:	高温、火災やスパーク等の着火源となるもの。
混触危険物質:	強酸化剤、強酸、強アルカリ
危険有害な分解生成物:	加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素等が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性(経口):	エタノール: ラット LD <sub>50</sub> 6.2-15.0 g/kg DFGOT Vol.12(1999) イソプロピルアルコール: ラット LD <sub>50</sub> 3,437mg/kg
急性毒性(経皮):	エタノール: ウサギ LD <sub>L0</sub> 20,000 mg/kg SIDS(2009) イソプロピルアルコール: ウサギ LD <sub>50</sub> 4,059 mg/kg
急性毒性(吸入:気体):	有用な情報がなく分類できない。
急性毒性(吸入:蒸気):	エタノール: ラット LC <sub>50</sub> 20,661 ppm/4h SIDS(2009) イソプロピルアルコール: ラット LC <sub>50</sub> 72,600 mg/L/4h SIDS(1997)
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト):	有用な情報がなく分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性:	エタノール: ウサギに4時間ばく露した試験(OECD TG-404)において、刺激性なしの評価(SIDS, 2009)に基づき、区分外に該当する。 毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性:	エタノール: ウサギを用いた試験(OECD TG405)において中等度の刺激性(moderate irritating)と評価され(SIDS(2009)、DFGOT Vol.12(1999))、適用後1~3日目に角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫が認められたが、7日以内に症状がほぼ回復している(ECETOC TR No.48(1998))ことから、区分2Bに該当する。 イソプロピルアルコール: EHC(1990)、SIDS(1997)、PATTY(1994)、ECETO TR(1992)、CERIハザードデータ集(1999)のウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていないことから、区分2A-2Bに該当する。 眼区分2A及び2Bの成分合計が濃度限界(10%)以上のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性:	有用な情報がなく分類できない。
皮膚感作性:	有用な情報がなく分類できない。
生殖細胞変異原性:	フェノールフタレイン: 体細胞in vivo変異原性試験のマウス骨髄を用いた染色体異常試験は「陰性」だが、マウス赤血球を用いた6つの小核試験では「陽性」(NTP DB (Access on November 2008))との記述がある。染色体異常試験のサンプリング時間は17時間後で、不十分な評価となる。一方、6件の小核試験のうち5件は6週間から26週間の間の複数回混餌投与でいずれもサンプリング時間が28時間後、1件のみ単回投与でサンプリング時間が48時間後の結果である。証拠の重みより小核試験の陽性結果を採用し区分2に該当する。 エタノール: マウス及びラットを用いた経口投与による優性致死試験で陽性結果があるものの(SIDS(2009)、IARC(1988))、極めて高い用量での知見で再現性も認められず、標準的変異原性試験においても陰性であったことから、証拠の重みづけに基づき区分外とした(Regulatory Toxicology and Pharmacology(55, 55-68)、2009)。 区分2に分類される成分が1.0%以上含まれているため、区分2とした。
発がん性:	フェノールフタレイン: IARCでグループ2B(IARC 76(2000))、NTPでR(NTP RoC(11th, 2005))と評価されているので、区分2に該当する。 エタノール: IARCではアルコール性飲料を習慣的に摂取するヒトの多数の疫学調査に基づいてアルコール性飲料及びその飲料中のエタノールをグループ1に分類しているが(IARC(vol. 96) summary, 2009)、このデータはヒトにおける嗜好的習慣的摂取のデータに基づいている。ラット雌雄を用い、低用量(1%又は3%濃度)の液体飼料による試験においては明確な発がん性は示されておらず(ACGIH, 2009)、EUではエタノールを発がん性物質に分類していないため、現時点では分類できないとした。 区分2に分類される成分が1.0%以上含まれているため、区分2とした。

## 生殖毒性:

エタノール: 一定量以上の飲酒が流産の発生あるいは発生のリスクを有意に増加させることが報告されている(IARC vol.44(1987))。又、妊婦の習慣的な飲酒が胎児に発育抑制、小頭症、特徴的顔貌、精神障害等を起こす胎児性アルコール症候群が複数の報告で認められる(IARC vol.44(1987)、SIDS(2009)、DFGOT Vol.12(1999))。その他、妊婦がエタノールを大量摂取した場合に催奇形性と胎児毒性が強く示唆されるとの記述もある(SIDS、2009)。以上の疫学報告及び疫学研究の結果、ヒトに対するエタノールの生殖毒性を示す確かな証拠と考えられるので区分1Aに該当する。

イソプロピルアルコール: EHC(1999)、IARC(2005)、PATTY(1994)のラットでの飲水投与による2世代繁殖試験では、繁殖能及び出生仔の発育に影響なかった。一方、EHC(1990)、SIDS(1997)、ACGIH(2003)のラットでの発育毒性・催奇形性試験では、催奇形性はなかったが、親動物に体重増加の低下、麻酔作用等の毒性を示した用量で、妊娠率の低下、吸収胚の増加、胎児死亡の増加等の生殖毒性が認められたとの記述から、区分2に該当する。

区分1Aに分類される成分が0.3%以上含まれているため、区分1Aとした。

## 特定標的臓器毒性(単回ばく露):

エタノール: ヒトに吸入ばく露した試験で、昏迷、傾眠、軽度の麻痺が観察されている(ACGIH、2001)。ヒトでの昏迷、傾眠等の症状に加え、ラット、マウス及びモルモットに吸入ばく露した試験における麻酔、傾眠、運動失調等の症状の記載(SIDS、2009/DFGOT(Vol.12)、1999)に基づき区分3(麻酔作用)に該当する。一方、ヒトに試験物質蒸気の吸入ばく露は低濃度でも眼と上気道に刺激性があるとの記述(ACGIH、2001)、ヒトに吸入ばく露した試験で、咳及び眼と鼻腔に疼きを感じたとの報告(Patty(5th、2001))、更に非耐性の被験者の吸入ばく露試験では鼻刺激感が報告されている(Patty(5th、2001))ことから区分3(気道刺激性)に該当する。

イソプロピルアルコール: PATTY(1994)、ACGIH(2003)のラットでの吸入暴露による活動性の低下があるとの記述、及びACGIH(2003)、CERILハザードデータ集(1999)のヒトでの経口摂取による急性中毒では消化管への刺激性、血圧、体温等の低下、中枢神経症状、腎障害が認められており、標的臓器は中枢神経系、腎臓及び全身毒性と判断し、区分1(中枢神経系、腎臓、全身毒性)に該当する。又、ACGIH(2003)のヒトで鼻、喉への刺激性が認められており、気道刺激性があると判断し、区分3(気道刺激性)に該当する。

区分1(中枢神経系、腎臓、全身毒性)に分類される成分が1.0%以上10%未満含まれているため、区分2(中枢神経系、腎臓、全身毒性)とした。

区分3(気道刺激性、麻酔作用)に分類される成分が20%以上含まれているため、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。

## 特定標的臓器毒性(反復ばく露):

フェノールフタレイン: ヒト影響として、「治療上の経口投与で、腹部不快感、下痢、嘔吐を発症し、血圧低下、脱力感が見られることがあった」、「主な標的臓器は腸であり、臨床症状は慢性潰瘍性大腸炎と類似している」(IARC 76(2000))との記述がある。ラットとマウスを用いた13週間経口投与試験では、「雌ラットで体重減少と体重増加抑制が有意に見られ、雌雄マウスに骨髄の形成不全が見られた」(NTP TR465(1996))との記述があるが、骨髄への影響は区分2のガイダンス値の範囲外で見られるので、区分1(腸)とした。

エタノール: ヒトのアルコールの長期大量摂取は殆ど全ての器官に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的臓器は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する(DFGOT(1996))との記載に基づき区分1(肝臓)に該当する。又、アルコール摂取により重度の身体的依存症となった患者は、振戦、痙攣、譫妄の禁断症状に加え、しばしば嘔気、脱力、不安、発汗を伴い、アルコールを得るための意図的行動、及び反射亢進が顕著となると述べられている(HSDB(2003))ことから、区分2(中枢神経系)に該当する。

イソプロピルアルコール: EHC(1990)のラットでの86日間又は4ヵ月間吸入暴露試験で、血管、肝臓、脾臓に影響が認められたとの記述から、標的臓器は血管、肝臓、脾臓であると判断し、区分2(血管、肝臓、脾臓)に該当する。

区分1(肝臓)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分1(肝臓)とした。

区分1(腸)に分類される成分が1.0%以上10%未満含まれているため、区分2(腸)とした。

区分2(中枢神経系)に分類される成分が10%以上含まれているため、区分2(中枢神経系)とした。

区分2(血管、脾臓)に分類される成分は1.0%以上10%未満含まれている。

## 吸引性呼吸器有害性:

エアゾールはミストの状態で噴霧されるので、通常は該当しないため、区分外とした。

## 12. 環境影響情報

生態毒性:

水生環境有害性 (急性)

エタノール: 魚類(ファットヘッドミノ)での96時間LC<sub>50</sub>>100 mg/L (SIDS, 2005)、甲殻類(ネコゼミジンコ)での48時間LC<sub>50</sub>=5,012 mg/L (SIDS, 2005)、藻類(クロレラ)での96時間EC<sub>50</sub>=1,000 mg/L (SIDS, 2005)であることから、区分外に該当する。

イソプロピルアルコール: 魚類(ヒメダカ)の96時間LC<sub>50</sub>>100 mg/L(環境省生態影響試験, 1997)から、区分外に該当する。

毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。

水生環境有害性 (長期間)

エタノール: 急性毒性区分外であり、難水溶性ではない(水溶解度=1,000,000 mg/L) (PHYSPROP Database, 2009)ことから、区分外に該当する。

イソプロピルアルコール: 難水溶性でなく(水溶解度=1.00 × 10<sup>6</sup> mg/L (PHYSPROP Database, 2005))、急性毒性が低いことから、区分外とした。

毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。

残留性・分解性:

データなし

生体蓄積性:

データなし

土壌中の移動性:

データなし

オゾン層への有害性:

有用な情報がなく分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

廃容器の取り扱いの際、空容器に圧力を加えると破裂することがある。空容器は溶接、加熱、穴開け又は切断を行うと、爆発を伴って残留物が発火することがある。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

## 14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報: IMOの規制に従う。

航空規制情報: ICAO/IATAの規制に従う。

UN No.(国連番号): 1950

Proper Shipping Name(品名): Aerosols (エアゾール)

Class(国連分類): 2.1

Packing Group(容器等級): —

国内規制

陸上規制情報: 消防法ほか法令の規制に従う。

海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報: 航空法の規定に従う。

緊急時応急措置指針番号: 126

特別の安全対策:

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法:	表示対象物質 : エタノール、プロピルアルコール (法第57条、施行令第18条第1号別表第9) 通知対象物質 : エタノール、プロピルアルコール (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 危険物 : 引火性の物 (施行令 別表第1) 有機溶剤中毒予防規則 : 非該当 特定化学物質障害予防規則 : 非該当
消防法:	危険物 第4類 アルコール類 危険等級 II
毒物及び劇物取締法:	非該当
化学物質排出把握管理促進法: (PRTR法)	第2種指定化学物質(フェノールフタレイン)
船舶安全法:	高圧ガス、エアゾール (危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示別表第1)
航空法 :	高圧ガス、エアゾール (航空法施行規則 第194条 告示別表第1)

## 16. その他の情報

参考文献等:

- 1) 中央労働災害防止協会「GHSモデルMSDS情報」
- 2) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
- 3) 日本塗料工業会「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック [混合物用(塗料用)]」
- 4) JIS Z 7252:2014「GHSに基づく化学品の分類方法」
- 5) JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- 6) 許容濃度の勧告(2015)、日本産業衛生学会
- 7) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices、ACGIH(2015)
- 8) (株)タセト 社内資料(原材料SDS)

---

## 記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者へ提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。